

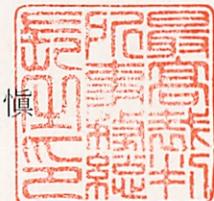
最高裁秘書第2341号

令和3年7月30日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



司法行政文書の開示についての通知書

3月29日付け（同月31日受付、第021145号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり情報を提供することとしましたので、通知します。

記

1 提供する司法行政文書の情報等

- (1) 3月4日付け最高裁判所事務総局人事局総務課長事務連絡抜粋（片面で2枚）
- (2) 3月10日付け最高裁判所事務総局人事局総務課長事務連絡抜粋（片面で2枚）

2 提供の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室） 電話03（3264）5652（直通）

令和3年賃金・昇格人事局総務課長交渉

大項目

中項目

小項目

回 答

【在宅勤務の在り方】

■ 在宅勤務等の導入について、最高裁としての基本的な考え方を示すとともに、現在の感染症拡大対策として在宅勤務を行わざるを得ない場合について、在宅勤務の在り方の指針となるようなものを下級裁に示すこと。

■ 新型コロナ感染拡大等の緊急時における在宅勤務の検討・実施にあたっては、①当局の責任において、在宅で実施する業務の内容を示すこと。②また、在宅でおこなう業務は、通常業務の範囲とし、在宅勤務のために新たな業務を生じさせないこと。

★【在宅勤務の在り方の指針】

裁判所の新型コロナウイルス感染症の感染防止対策にも示しているとおり、感染拡大防止と司法機関としての機能の適切な維持の両立を図るべく、国や地方自治体の方針、感染状況等に応じて、在宅勤務を活用することとしているところである。具体的には、各庁において、人と人との接触機会を減らすために計画的に在宅勤務を実施したり、感染者発生時に更なる感染拡大を防止するために濃厚接觸者等について一時的に在宅勤務を実施したりしているものと認識している。

在宅勤務は、勤務場所を自宅と指定し、職員の担当する職務の実情に応じ、自宅において実施することができる業務を対象として実施しているものであるが、在宅勤務を実施する際の留意事項については、令和2年4月に、勤務時間や業務の内容等を整理して職員周知し、同年10月にも、その後の実施状況等を踏まえ改めて留意事項を整理し、各庁に送付しているところである。

【在宅勤務における業務内容】

在宅勤務を実施している庁においては、あらかじめ上司と相談の上、当該職員の担当する職務の実情も踏まえつつ、自宅において行うことができる業務を対象として在宅勤務を実施しているものと認識しているが、そのような要望があることは承っておく。

令和3年賃金・昇格人事局総務課長交渉

大項目	中項目	小項目	回 答
		■ 在宅で実施することとされた業務が支障なくおこなえるよう、当局の責任において環境整備をおこなうこと。	<p>【在宅勤務の環境整備】 在宅勤務を実施している府においては、あらかじめ上司と相談の上、当該職員の担当する職務の実情も踏まえつつ、自宅において行うことができる業務を対象として在宅勤務を実施しているものと認識しているが、そのような要望があることは承っておく。</p>
		○ 在宅勤務命令の取扱い、在宅勤務時の勤務時間管理及び現行の休暇制度等を利用する場合の取扱いについて明らかにすること。	<p>★【在宅勤務時の勤務時間管理】 先ほども回答したとおり、感染拡大防止と司法機関としての機能の適切な維持の両立を図るべく、国や地方自治体の方針、感染状況等に応じて、在宅勤務を活用することとしており、各府においては、人と人との接触機会を減らすために計画的に在宅勤務を実施したり、感染者発生時に更なる感染拡大を防止するために濃厚接触者等について一時的に在宅勤務を実施したりしているものと認識している。 在宅勤務における勤務時間管理については、各府に送付した在宅勤務における留意事項にも示しているとおり、職員から管理職員に対し、在宅勤務の勤務開始及び終了を報告するほか、在宅勤務中にも、必要に応じ、業務の進捗状況の報告や相談等を行うこととしている。また、当然ながら、管理職員においても、在宅勤務中の部下職員からの相談等に適切に対応するほか、必要に応じ、部下職員の在宅勤務の実施状況の確認や助言・指導を行うことになる。その上で、在宅勤務実施後、職員は、実施日における業務の内容等を管理職員に報告することとしている。これらにより、管理職員において在宅勤務の実施状況を把握し、勤務時間管理が適切に行われているものと認識している。また、現時点で、緊急の対応を要する業務を行う等の特段の事情がない限り、超過勤務を命じることは想定していないことは、これまでも説明しているとおりである。 なお、在宅勤務実施日においても、職員の希望があれば、時間単位で年次休暇を取得することは可能である。</p>

令和3年賃金・昇格人事局長交渉

大項目

中項目

小項目

回 答

【在宅勤務の在り方】

■ 在宅勤務等の導入について、最高裁としての基本的な考え方を示すとともに、現在の感染症拡大対策として在宅勤務を行わざるを得ない場合について、在宅勤務の在り方の指針となるようなものを下級裁に示すこと。

■ 新型コロナ感染拡大等の緊急時における在宅勤務の検討・実施にあたって

【在宅勤務の在り方の指針】

総務課長が回答したとおりであり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と司法機関としての機能の適切な維持の両立を図るべく、国や地方自治体の方針、感染状況等に応じて、在宅勤務を活用することとしているところである。各庁においては、この趣旨等を踏まえ、在宅勤務が適切に活用されているものと認識している。

在宅勤務における留意事項については、総務課長が回答したとおりである。

【在宅勤務における業務内容】

総務課長が回答したとおりである。

令和3年賃金・昇格人事局長交渉

大項目	中項目	小項目	回 答
		は、①当局の責任において、在宅で実施する業務の内容を示すこと。②また、在宅でおこなう業務は、通常業務の範囲とし、在宅勤務のために新たな業務を生じさせないこと。	
		■ 在宅で実施することとされた業務が支障なくおこなえるよう、当局の責任において環境整備をおこなうこと。 （更問1） 在宅勤務を行うに当たっては、業務内容について職員任せにせず、管理職員が適切に関与すること。	【在宅勤務の環境整備】 総務課長が回答したとおりである。
		（更問2） 人と人との接触機会を減らすために計画的に在宅勤務を実施する状況において、年次休暇の取得を強制したり、強制すると誤解させるような言動を管理職員が行うことがないよう下級裁を指導すること。	（更問1） 【管理職員の適切な関与】 総務課長が回答したとおり、在宅勤務を実施している府においては、あらかじめ上司と相談の上、当該職員の担当する職務の実情も踏まえつつ、自宅において行うことができる業務を対象として在宅勤務を実施しているものと認識している。 （更問2） 【年次休暇の取得】 職員に年次休暇を強要するようなことがあってはならないことは、これまでも下級裁に対して指導しているところである。